

県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	群馬県立妙義青少年自然の家
所在地	富岡市妙義町諸戸1106
所管部局・課	教育委員会 生涯学習課

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法、群馬県青少年自然の家の設置及び管理に関する条例

2 施設の役割

- (1) 設置目的
青少年の心身ともに健全な育成に資するため
- (2) 設置当初の状況
豊かな自然の中での活動、また集団宿泊体験などを通じ、子どもたちの健全育成に寄与する施設として、大きな役割を担ってきた。
- (3) 施設を取り巻く現状
県内小学校の集団宿泊活動を中心に、自然体験や生活文化体験等の様々な体験活動を提供している。近年、県内市町村立の臨海学校の廃止が進む中、その受け皿としての役割も担っている。しかし、少子化や学校の統廃合の影響もある。また、施設の老朽化も進んでおり、必要な改修や修繕など、計画的に進めていく必要がある。

3 施設の概要

設置年月日	昭和46年8月1日
敷地面積(所有者)	16,807平方メートル(富岡市から無償借受)
主な施設(床面積、階数等)	事務室、会議室、宿泊室、体育館等(2,231平方メートル、2階建)
建設費	104,189千円
備考	男子宿泊棟・体育館耐震化等(平成21年度)、妙義青少年自然の家に名称変更(平成22年度)、トイレ・浴室等改修(平成22年度)

◇入園料・利用料等 (円)

◇利用時間(休館日)

区分	金額	研修室等利用時間: 原則昼間9時～17時、夜間17時30分～22時 休館日: 原則月曜日及び12月27日から1月5日まで
室料 部屋毎、利用者区分による (詳細は別紙)	終日利用の場合 920円 ～1,840円	
宿泊 施設毎、利用者区分による (詳細は別紙)	和室一泊につき 300円 ～820円※冬期は燃料費加算あり	

4 施設における実施事業

- (1) 施設管理運営(安全・安心で効率的な施設設備の管理及び利用者の受入)
- (2) 親子体験活動(親子登山、親子キャンプ等)
- (3) 自然体験活動(利用学校指導者研修会、冬期ホリデー事業(門松づくり、焼まんじゅう等)等)
- (4) 宿泊自然体験活動(ぐんまキッズアドベンチャー:小学生4年生～中学生を対象とした長期宿泊型の自然体験)
- (5) 青少年ボランティア養成
- (6) 青少年ボランティア体験(中・高校生を対象とした施設ボランティアの受入れ)
- (7) 青少年自立支援: 妙義フレンドリークラブ(様々な要因により社会と上手く関われない青少年等を対象とした体験活動事業)

5 管理運営コストの状況

(千円)

区 分	29年度(当初予算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)	25年度(決算額)
歳 入 (1)	2,264	1,793	2,003	1,817	1,735
使用料	1,438	966	1,214	949	871
雑入(行政財産使用に伴う 光熱水費収入)	826	827	789	868	864
雑入(自賠責保険の解約 返戻金)					0
雑入(その他)					0
歳 出 (2)	64,627	73,546	66,358	63,407	68,419
常勤職員	54,883	53,723	53,903	53,529	57,762
非常勤職員	1,531	1,473	1,494	1,417	1,418
管理・事業費	8,213	18,350	10,961	8,461	9,239
歳入・歳出の差額(1)-(2)	▲ 62,363	▲ 71,753	▲ 64,355	▲ 61,590	▲ 66,684
歳入・歳出の主な増減理由					

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
常勤職員	6	6	6	6	7
臨時・非常勤職員	2	2	2	2	2
合 計	8	8	8	8	9

7 施設利用の状況

区 分	29年度※	28年度	27年度	26年度	25年度
年間利用者総数(人)	7,255	13,137	15,038	15,092	15,905
有料利用者数(人)	866	1,398	2,591	2,304	2,286
無料利用者数(人)	6,389	11,739	12,447	12,788	13,619
目標利用者数(人)	22,500	22,500	22,500	22,500	22,500
施設稼働率(%)	29.6	18.1	21.1	18.8	20
稼働率対象施設(設備)	宿泊室				
利用者の主な増減理由	・28年度は安中市の小学校の利用が無かったため減少した。(利用学年を小4から小5としたため、利用なし年度となった) ・29年度からは高崎市内の小学校の利用が全くなくなるため、利用者減が想定されている。				

※ 見込み数又は途中実績を記入(7月まで)

8 必要性及び管理運営方法の方向性

区分	内容
施設の必要性	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 県の施設としてそのまま存続 <input type="checkbox"/> 県の施設として事業規模等を縮小して存続 <input type="checkbox"/> 市町村に移管・譲渡 <input type="checkbox"/> 民営化・民間譲渡 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 </p> <p> ・ 平成21年度の公共施設のあり方検討委員会の答申において、「当該3施設は、本県における野外体験活動や集団宿泊活動の主要施設として、数多くの小学校に利用されている。また、自主性や社会性を培い、青少年の健全育成を図る上で大きな役割を果たしており、その設置目的は、今日においても失われておらず、教育的効果も高い施設と考える。3施設のあり方としては、継続すべきである。」とされた。 ・ 学習指導要領では、「自然の中での集団宿泊体験活動が重視」されており、一定期間(1週間程度)の実施が望ましいとされている。 ・ 平成29年度から高崎市の学校の利用はなくなったが、現在も富岡・甘楽地域の林間学校利用が多くその代替施設は近隣にない。また、近年、県内小学校では、臨海学校の廃止が相次いでおり、富岡市の臨海学校も平成26年度に廃止となった。子どもたちの集団宿泊をとおして体験活動ができる施設が少なくなっている現在、施設の存在意義は大きい。 ・ 自然体験教育施設であるため、教員籍の社会教育主事有資格者によるプログラム作成や事業実施等の支援も重要である。 </p>
指定管理者制度	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 県直営 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度導入 <input type="checkbox"/> その他 </p> <p> ・ 過去に管理を委任していた経緯を精査し、課題の特定並びに改善点等を明確にする必要がある。 ・ 制度導入は可能であるが、県内をはじめ他県等の指定管理者制度導入施設の状況を調査し、長所・短所を確認する必要がある。 ・ 市町村、民間団体、NPO問わず引き受け希望団体があれば、制度導入の可能性を検討する必要があるが、現在のレベルを維持できる団体が存在するか疑問あり。 ・ 県の教育施設として、学校と同様に指定管理者制度に馴染まないと考える。 </p>
業務等の見直し	<p> <input type="checkbox"/> 見直しの検討が必要なものがある <input checked="" type="checkbox"/> 当面見直しの必要はない </p> <p> ・ 一般企業や県内の中学校、高校、さらには県外の学校へ施設利用促進のPR活動を行い、利用拡大を図る。 </p>